

## 乗務員教育内容等予定表

令和4年4月 令和4年5月	<p>1. バスを運転する場合の心構え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共交通機関としてのバス事業者の社会性を意識しよう</li> <li>(2) ひとたび事故を起こすと人身被害が大きい</li> <li>(3) 思いやり、譲り合いの気持ちで運転しよう</li> </ul> <p>2. 運行の安全、乗客の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日常点検整備を徹底しよう</li> <li>(2) 酒気帯び運転を防ぐため前夜に深酒をしないようにしよう</li> <li>(3) 点呼を受けるときには指示事項・危険情報などきちんと聞こう</li> </ul>
令和4年6月 令和4年7月	<p>3. バスの構造上の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 死角に隠れた危険を見に行く意識を持とう</li> <li>(2) 高さ制限の標識を見落とさないようにしよう</li> <li>(3) バック時はできるだけ誘導を依頼し慎重にバックしよう</li> </ul> <p>4. 乗車中の旅客の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 車内事故を防ぐためにアナウンスを活用しよう</li> <li>(2) 貸切・高速バスではシートベルト着用を徹底しよう</li> <li>(3) カーブでは遠心力を意識し、ゆるやかなハンドル操作をしよう</li> </ul>
令和4年8月 令和4年9月	<p>5. 乗降時の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 乗客が完全に乗車したことを確認してドアを閉めよう</li> <li>(2) バスを降りる乗客と自転車、バイクとの衝突を防ごう</li> <li>(3) 乗客が完全に降りたことを確認してからドアを閉めよう</li> </ul> <p>6. 運行路線・経路の道路及び交通状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) いつも通る道でも油断しないで、飛び出しなどに対処しよう</li> <li>(2) 同じ道路でも時間帯によって危険状況が変わることに留意しよう</li> <li>(3) 運行指示書にしたがって運行し経路を変更しない</li> </ul>
令和4年10月 令和4年11月	<p>7. 危険の予測及び回避と緊急時対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者の特性を知り、危険な行動を予測しよう</li> <li>(2) 悪天候の山道などでは、スリップを予測し慎重に運転しよう</li> <li>(3) 他車の危険な行動を予測し、車内事故を防ごう</li> </ul> <p>8. 運転者の運転適性に応じた安全運転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 他車の行動に「カッ」としても一息ついて運転に影響させない</li> <li>(2) 自分の運転の欠点を意識して安全運転に努めよう</li> <li>(3) 「動作優先」の運転になっていないか、常に意識しておこう</li> </ul>
令和4年12月 令和5年1月	<p>9. 運転者の生理的・心理的要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 休憩時間が長くても運行中はアルコールを絶対に飲まない</li> <li>(2) 遅れを気にして「急ぎの心理」に陥る危険を自覚しよう</li> <li>(3) 睡眠不足や疲労が残ったまま運転することがないように気をつけよう</li> </ul> <p>10. 健康管理の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康診断で「要再検査」を指摘されたら、必ず受診しよう</li> <li>(2) 運転中の間食は避けて、栄養バランスのよい食事をしよう</li> <li>(3) 少しでも体調の不良を感じたら、無理をせず管理者に相談しよう</li> </ul>
令和5年2月 令和5年3月	<p>11. 安全装置を備える自動車の運転方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 運転支援装置の機能を理解して安全運転に活かそう</li> <li>(2) 完全な自動ブレーキと勘違いしないで、ブレーキ操作を確実にしよう</li> <li>(3) クルーズコントロールに安心して脇見などをしない</li> </ul>

## 運行管理者教育内容等予定表

令和4年4月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. バスを運転する場合の心構え プロの運転者として、責任を果たす運転をしよう ・バスが公共的な輸送事業を担う責任があるとともに、バスの事故が社会に大きな影響を及ぼすことを運転者に自覚させる。</li> <li>2. 運行の安全、乗客の安全確保 法令を遵守した運転を心がけさせよう ・日常点検の励行や酒気帯びの禁止など、バスを運行し旅客の安全を確保するために守るべき法令があることを理解させる。</li> <li>3. バスの構造上の特性 バスの死角の大きさ、車高の高さを意識させよう ・構造上の特性からバスは死角が多く、車高、車幅などによる運転への影響も大きいことを理解させ、特性に応じた運転方法を意識させる。</li> <li>4. 乗車中の旅客の安全確保 旅客の安全を守る運転について理解させよう ・バスの乗客の状況に応じて安全を確保する運転が必要なことを認識させ、高速・貸切バスではシートベルトの必要性を理解させる。</li> </ol>
令和4年9月	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 乗降時の安全確保 乗り降りする乗客の安全を確保しよう ・乗降時の安全を確保するため、乗客に十分な注意をするとともに、なまらかな発進、停止が必要なことを理解させる。</li> <li>6. 運行路線・経路の道路及び交通状況 運行経路上の安全情報を常に意識させよう ・運行の安全確保のため、路線や経路の道路・交通状況について情報収集を行い、状況を把握することの重要性を理解させる。</li> <li>7. 危険の予測及び回避と緊急時対応 常に危険を予測して運転する重要性を理解させよう ・事故防止のためには常に危険を予測し回避することの重要性を理解させ、また事故や故障時の正しい対処方法を指導する。</li> <li>8. 運転者の運転適性に応じた安全運転 自分の性格等を理解して安全運転につなげさせよう ・運転者の適性診断結果を日々の指導や教育に活用し、自分の特性をよく知って短所を補う運転をするよう指導する。</li> </ol>
令和5年1月	<ol style="list-style-type: none"> <li>9. 運転者の生理的・心理的要因 事故に結びつく生理的・心理的な危険要因を教えよう ・運転者の生理的・心理的な要因が運転にどのような影響をあたえ、交通事故に結びついているかを理解させる。</li> <li>10. 健康管理の重要性 健康管理が安全運転の基本であることを意識づけよう ・疾病や体調不良が事故の原因となる危険性があることを理解させ、健康診断やストレスチェックの結果を重視させる。</li> <li>11. 安全装置を備える自動車の運転方法 運転支援装置の役割と機能を理解させよう ・安全性の向上を図る運転支援装置を備えたバスを運転する場合は、装置への理解不足や機能への過信により事故が起こる場合があることを認識させ、正しい知識をあたえる。</li> </ol>



# 令和4年度 安全管理及び教育実施計画

## 1. 安全スローガン

「我社は、安全管理規程にのっとり、輸送の安全確保にたゆまぬ努力をします。  
また、関係法令を遵守し、地域に信頼される健全な企業を目指します。」

## 2. 令和4年度 安全目標

- ①横断歩道における歩行者優先の徹底
- ②右左折時一旦停止の徹底
- ③飲酒運転撲滅
- ④クレーム 0件
- ⑤車内事故の防止  
(車内マイクを活用し、車内事故防止の注意喚起を励行)
- ⑥車庫・駅・駐車場での自損交通事故の撲滅
- ⑦事故件数の削減
  - 人身事故・車内事故・車庫内事故 0件
  - 物損事故 5件
  - 重大事故 0件
- ⑧春・秋の班別無事故競争 全班無事故

## 3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統の強化

全社員一丸となり、安全管理体制及び指揮命令系統の強化を図り、安全輸送の確保に努める。

## 4. 輸送の安全に関する重点施策

- ①「安全輸送スローガン」をもとに、関係法令及び安全管理規程の遵守を徹底する。
- ②安全目標を達成するために、講習・教育訓練計画に従い、確実に実施する。
- ③全社員一丸となって、安全輸送の確保に努める。

## 5. 輸送の安全に関する計画

安全目標を達成するために、以下に掲げる事項を実施する。

- ①安全輸送サービス推進委員会を2ヶ月毎に開催し、内部監査等実施する。
- ②事故審査委員会を2ヶ月毎に実施し、事故の原因等を検討し、乗務員教育を行なう。
- ③運行管理者及び補助者研修を3ヶ月毎に実施し、関係法令・指導方法等研修する。
- ④バス協会等が実施する事故防止委員会等に積極的に参加する。
- ⑤事故対策機構が実施する講習会及び運行管理者講習に必ず参加する。
- ⑥全乗務社員が、関係法令・安全を確保するために遵守すべき事項等理解するよう、教育を毎月実施する。
- ⑦事故惹起者は、集団又は、個別に事故の内容・原因・防止対策等検討し、事故防止に努める。
- ⑧高速道路走行未経験者を対象に高速道路走行の実習を実施する。
- ⑨初任運転者教育を実施し、関係法令・バス乗務員の心構え・バスの特性等教育する。
- ⑩定期健康診断を受診し、健康管理に努める。
- ⑪適性診断を受診し、個別指導を実施する。
- ⑫運転記録証明書により違反者には、個別指導を実施する。
- ⑬「ヒヤリ・ハット体験」の提出を促し、内容について検討し、事故防止に努める。
- ⑭バス添乗監査を実施する。
- ⑮街頭調査を実施する。

## 6. 事故・災害等に関する連絡・事故処理体制

組織図・緊急連絡網・事故処理体制図等に従い対処する。